

# 横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則取扱要綱

制定 平成 26 年 4 月 25 日 建建企 第 294 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日 建建防 第 4945 号

(趣旨)

第 1 条 横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 26 年 4 月横浜市規則第 46 号。以下「施行細則」という。）の施行については、この要綱の定めるところとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）及び施行細則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 指定確認検査機関

国土交通大臣または都道府県知事が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 20 の基準に適合するものとして指定を行った者をいう。

(2) 耐震判定委員会等

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会又はこれと同等であると市長が認める機関等をいう。

(3) 国土交通大臣が定める基準

法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項として、平成 18 年国土交通省告示第 184 号及び第 185 号に定める基準をいう。

(4) 建築確認等通知書

建築基準法第 6 条第 4 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認をした旨の通知書をいう。

(5) 検査済証

建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の規定による検査済証をいう。

(6) ガイドライン

国土交通省が指定確認検査機関宛てに行った通知（平成 26 年 7 月 2 日国住指第 1137 号）にて示された、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」をいう。

(7) 一棟建物全部事項証明書

不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 196 条第 1 項第 5 号に定める一棟建物全部事項証明書をいう。

(8) 要耐震改修認定

法第 25 条に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定をいう。

(国土交通大臣が定める基準の適合有無を証する者)

第 3 条 施行細則第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項第 1 号に規定する市長が適切であると認めた者並びに施行細則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する市長が適切であると認める者は耐震判定委員会等とする。

(施行細則第 4 条第 1 項に掲げる書類)

第 4 条 施行細則第 4 条第 1 項に規定する市長が別に定める書類は次に掲げものとする。

- (1) 当該建築物の現地調査報告書、耐震診断結果報告書及び耐震改修後の耐震性向上を検討した報告書

- (2) 既存建築物の新築時の建築確認等通知書及び検査済証の写し又はこれらに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める図書

(施行細則第5条各項に掲げる書類)

第5条 施行細則第5条第1項第1号アに規定する市長が必要と認めるものとは、ガイドラインに基づき指定確認検査機関が耐震関係規定への適合を確認したことを証する書類とする。

2 施行細則第5条第1項第2号に規定する市長が必要と認めるものとは、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請に係る建築物の立面図
- (2) 申請に係る建築物の外観写真
- (3) 申請に添付される図面に基づき適正に施工されていることが確認できる書類
- (4) 一棟建物全部事項証明書等の申請に係る建築物所有者を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 施行細則第5条第2項第3号に規定する市長が必要と認めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) ガイドラインに基づき指定確認検査機関が耐震関係規定への適合又は耐震関係規定への適合について建築基準法第3条第2項の適用を受けていることを確認したことを証する書類（申請に係る建築物が耐震不明建築物でない場合に限る。）
- (2) 申請に係る建築物が、法第17条第3項に基づく計画の認定又は建築基準法第38条の規定に相当する昭和56年5月31日以前における同法の規定に基づく大臣の認定（時刻歴応答解析により検証したことが確認できるものに限る。）を受けていることを確認できる書類（当該認定を申請及び取得している場合に限る。）
- (3) 申請に係る建築物の耐震診断を行った者が、省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類（平成25年11月25日以降に耐震診断に着手した場合に限る。）
- (4) 下表に掲げる要綱に基づく事業又は制度を利用している場合は、次のいずれかの書類

ア 当該事業を利用したことを確認できる市長が交付した書類のうち、申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合している又は適合するように耐震改修案が策定されていることを確認できるもの

イ 当該事業を利用したことを確認できる市長が交付した書類のうち、申請に係る建築物が法第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行ったことを市長が確認できるもの及び耐震診断結果報告書（第1号様式）

	事業要綱の名称
1	横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱(制定 平成10年4月1日)
2	横浜市木造住宅耐震診断・耐震改修済証交付制度実施要綱（制定 平成20年8月28日）
3	横浜市マンション耐震診断支援事業実施要綱（制定 平成11年6月1日）
4	横浜市マンション耐震改修促進事業実施要綱（制定 平成18年10月24日）
5	横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱（制定 平成30年4月1日）
6	横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業制度要綱（制定 平成25年11月25日）
7	横浜市特定建築物耐震改修等事業制度要綱（制定 平成18年3月8日）
8	横浜市耐震改修済証交付要綱（制定 平成19年3月20日）

- (5) 申請に係る建築物の立面図
- (6) 申請に係る建築物の外観写真

- (7) 申請に添付される図面に基づき適正に施工されていることが確認できる書類
  - (8) 一棟建物全部事項証明書等の申請に係る建築物所有者を確認できる書類
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 4 施行細則第5条第3項第3号に規定する市長が必要と認めるものとは、次に掲げる書類とする。
- (1) 申請に係る建築物の立面図
  - (2) 申請に係る建築物の外観写真
  - (3) 申請に添付される図面に基づき適正に施工されていることが確認できる書類
  - (4) 一棟建物全部事項証明書等の申請に係る建築物所有者を確認できる書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 5 施行細則第5条第4項の規定に基づき、第1項から第4項に掲げる書類のうち、内容が重複する図書等市長が審査上不要と認める書類を添えることは、要しない。

(施行細則第6条第1項第3号に掲げる書類)

第6条 施行細則第6条第1項第3号に規定する市長が必要と認める図書は次に掲げる書類とする。

- (1) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第18条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定により要耐震改修認定の申請を決議した集会（以下、「集会」という。）の招集の通知を行うにあたり同法第2条第2項に規定する区分所有者（以下、「区分所有者」という。）に配布した書類及び集会において区分所有者に配布した書類一式の写し
  - (2) 要耐震改修認定を受けようとする区分所有建築物の一棟建物全部事項証明書
  - (3) 集会に出席した者（議決権を有しない者を除く。以下同じ。）の氏名が特定できる書類
  - (4) 集会において書面により議決権を行使した区分所有者（以下「書面議決権行使者」という。）がいる場合は、当該書面の写し
  - (5) 集会において代理人により議決権の行使をした区分所有者（以下「代理人議決権行使者」という。）がいる場合は、当該代理人の代理権を証する書面の写し
  - (6) 集会に出席した者、書面議決権行使者及び代理人議決権行使者の印鑑登録証明書（横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）第19条に規定する印鑑登録証明書をいう。）又はこれに代わるものとして市長が認める書類
  - (7) 区分所有法第30条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する当該区分所有建築物の規約の写し
  - (8) その他市長が審査に必要と認める書類
- 2 前項第3号に掲げる書類には、当該集会に出席した者が署名した上、実印（横浜市印鑑条例第6条第1項の規定による登録を受けた印鑑又はこれに代わるものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）を押印しなければならない。
- 3 第1項第4号に掲げる書面には、当該書面議決権行使者が署名した上、実印を押印しなければならない。
- 4 第1項第5号に掲げる書面には、当該代理人議決権行使者及び当該代理人が署名した上、実印を押印しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

2 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日建建防第 4748 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日建建防第 4945 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 耐震診断結果報告書

横浜市長

年 月 日

報告者 住所：  
(申請者) 氏名：

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定に基づき認定を申請する建築物(以下「申請対象建築物」という。)について、以下の通り耐震診断の結果を報告します。

建築物名 (棟名)	
所在地	
補助金額の 確定通知番号	年 月 日付け 第 号
診断結果	別紙1の通り

(表面)

耐震診断結果報告書											
耐震診断の実施年月日				耐震診断の実施者							
建築物名 (棟名)											
建築年月日				建築物の所在地							
耐震診断の方法の名称											
耐震診断の結果 (構造耐震指標等)											
構造耐震指標等  該当する指標に○を記入してください。		木造				Iw・その他の指標 ( )					
		鉄骨造				Is・q・その他の指標 ( )					
		鉄筋コンクリート造				Is・q・その他の指標 ( )					
		鉄骨鉄筋コンクリート造				Is・q・その他の指標 ( )					
		鉄骨材の形式				<input type="checkbox"/> 充復			<input type="checkbox"/> 非充復		
		その他の構造 ( )				指標 ( )					
階	構造方法	X 方向		Y 方向		階	構造方法	X 方向		Y 方向	
		Iw 又は Is		Iw 又は Is				Iw 又は Is		Iw 又は Is	

(裏面)

(注意)

- 1 各階の構造耐震指標等については、最上階から順に記入してください。
- 2 各階の構造耐震指標等については、最小値を記入してください。
- 3 構造耐震指標等については、全ての階について記入してください。
- 4 構造方法の欄については、木造はW、鉄骨造はS、鉄筋コンクリート造は R C、鉄骨鉄筋コンクリート造は S R C と記入し、その他の構造の場合はその 構造方法の頭文字を記入してください。
- 5 1つの階に構造方法が複数ある場合については、それぞれ記入してください。